



PICK  
UP

# 知らない!と損する!? お金や税金ニュース

2026年5月

## 【社会保険】「130万円の壁」が激変！ 2026年4月からの新ルールで働き方はどう変わる？

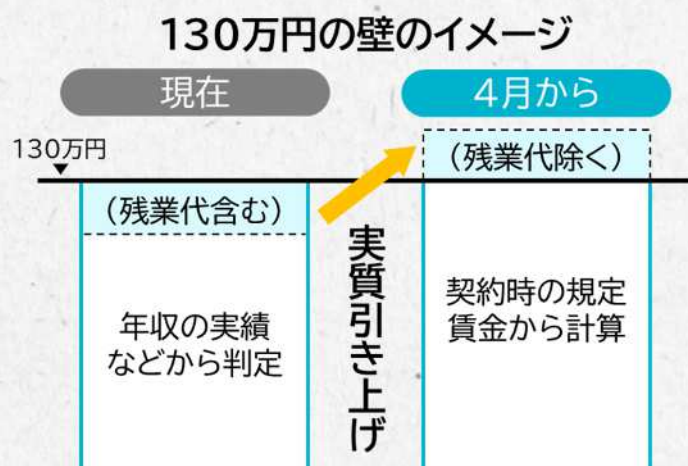
2026年4月、パートやアルバイトで働く方々にとって大きな転換点となる「130万円の壁」の新ルールがスタートしました。

厚生労働省による今回の改正は、判定基準を従来の「実績」から「労働契約」へと抜本的に改めるものです。この変更により、年収を調整するための「働き控え」が解消され、人手不足に悩む現場での柔軟な働き方が期待されています。

### 判定は「実績」から「契約」へ

今回の改正の目玉は、扶養認定の判定基準が、過去の実績や直近の給与ではなく「労働契約書（労働条件通知書）」の内容に基づくようになる点です。

これまでは、突発的な残業代も年収見込みに合算されて判定されていましたが、新ルールでは契約上の年収が130万円未満であれば、臨時的な残業代によって実際の収入が130万円を超えても、社会通念上妥当な範囲内なら扶養内に留まれるようになります。



これによって一時的な繁忙期への対応であれば、即座に扶養から外れる心配はなくなります。ただし、契約にあらかじめ含まれる「固定残業代(みなし残業代)」は従来通り算入されるため、注意が必要です。


## 適用要件と交通費の取扱い

新ルールの適用を受けるには、労働契約書の整備と、本人が「給与収入のみ」であることが主な要件となります。もし契約書が適切に作成されていない場合は、従来通り給与の総額で判定され、改正の恩恵を受けられない可能性があるため注意しましょう。

また、依然として「通勤手当(交通費)」は130万円の判定に含まれるため、交通費も含めた収入額で扶養判定を行う点にも注意が必要です。

2026年4月からの改正は、残業代の増加に悩んでいたパートやアルバイトの方々にとって大きな変更点となります。

制度の仕組みを正しく理解し、自身のライフスタイルに合った働き方を選択しましょう。

記事作成:  経営革新等支援機関推進協議会

お問い合わせ

### 塩出貴臣税理士事務所

愛知県知多市つつじが丘2-18-11

MAIL: shiode-jimusho@think-brain.com

TEL: 0562-57-3860